

近江八幡市学校給食物資選定委員会設置要綱

令和 3 年 1 2 月 1 日

告示第 3 2 7 - 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の学校給食の充実及び発展を図るため、学校給食における必要な物資（以下「給食物資」という。）の購入に係る選定等を行う近江八幡市学校給食物資選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 給食物資の購入に係る選定に関すること。
- (2) 給食物資の研究に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、給食物資の選定に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、給食物資の納入に関する事業を営む者又はこれに属する者は、委員になることができない。

- (1) 幼稚園、小学校及び中学校の保護者を代表する者
- (2) 幼稚園長、小学校長及び中学校長を代表する者
- (3) 栄養教諭及び学校栄養職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、あらかじめ議事の内容及び議決の日を通知し、書面により表決する方法をもってこれを決することができる。この場合において、当該議決の日を会議の開催の日とし、当該書面の提出のあった者を出席者とみなす。

(選定方法)

第7条 給食物資及び納入業者の選定については、あらかじめ指定された給食物資の規格に応じ、参加業者から提出された物資の見本に基づき、外見（鮮度及び大きさ）、調理適正（大量調理での適正）、食味（試食した時の味及び固さ）及び価格により選定する。

2 前項の場合において、委員会が給食物資の見本を提出する必要があると認めるときは、当該物資の見本の提出を要しないものとする。

(選定に諮らない食材)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる給食物資については、委員会の選定に諮らないものとする。

- (1) 青果その他品質、鮮度、規格又は価格が著しく変動する食材
- (2) 公益財団法人滋賀県学校給食会から調達する食材
- (3) 地産地消の推進のため必要な食材
- (4) 緊急の用のため調達する食材

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、近江八幡市学校給食センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。